

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 農業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れられる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は農業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア 「農業技能測定試験(仮称)(耕種農業全般)」 イ 「農業技能測定試験(仮称)(畜産農業全般)」 (2)日本語能力水準 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 農業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れられる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は農業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア 「農業技能測定試験(耕種農業全般)」 イ 「農業技能測定試験(畜産農業全般)」 (2)日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
2	P13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	○ 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か	○ 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に 同一 の労働者(技能実習生を含む。)を少なく

		【農業分野の固有の基準(告示)】	<p>月以上継続して雇用した経験がなければなりません。</p> <p>○ また、労働者派遣による場合には、派遣先は、過去5年以内に労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があるか、又は派遣先責任者講習その他労働者派遣法における派遣先の講ずべき措置等の解説が行われる講習(例えば、都道府県労働局が実施する派遣先向けの講習等)を受講した者を派遣先責任者として選任していることが必要となります。</p>	<p>とも6か月以上継続して雇用した経験がなければなりません。</p> <p>○ また、労働者派遣による場合には、派遣先は、過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があるか、又は派遣先責任者講習その他労働者派遣法における派遣先の講ずべき措置等の解説が行われる講習(例えば、都道府県労働局が実施する派遣先向けの講習等)を受講した者を派遣先責任者として選任していることが必要となります。</p>
3	P16	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準【確認対象の書類】	<p>○ 労働者派遣については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領(平成31年3月 法務省入国管理局)第5章第1節第1(5)及び第2節第1(12)の基準にも適合していることが求められます。</p>	<p>○ 労働者派遣については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第5章第1節第1(5)及び第2節第1(12)の基準にも適合していることが求められます。</p>

4

分野
参考様式
第11-1
号

1枚目

分野参考様式第11-1号（特定技能所属機関：直接雇用）

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、排種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 過去5年以内に労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有すること。
（雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
 - ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力をを行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、4に規定する必要な協力を登録支援機関に委託していること。

（注1）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

（注2）3①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第11-1号（特定技能所属機関：直接雇用）

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、排種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有すること。
（雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日）
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
 - ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力をを行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、4に規定する必要な協力を登録支援機関に委託していること。

（注1）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

（注2）3①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

<p>5</p>	<p>分野 参考様式 第11-2 号</p>	<p>1枚目</p>	<p>分野参考様式第11-2号（派遣先事業者）</p> <p style="text-align: center;">派遣先事業者誓約書</p> <p>特定技術所属機関 宛</p> <p style="text-align: center;">派遣先事業者 氏名又は名称 所在地</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。 <ol style="list-style-type: none"> 過去5年以内に労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者 （雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日） 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者 （講習の名称： 年 月 日 受講した日： 年 月 日 受講した場所：) 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 次のいずれにも該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 特定技能雇用契約の締結の前日1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を雇職させていないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 定年その他これに準ずる理由により退職した者 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技術所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 自発的に離職した者 特定技能雇用契約の締結の前日1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技術所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 <p>(1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定</p> <p>(2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限</p>	<p>分野参考様式第11-2号（派遣先事業者）</p> <p style="text-align: center;">派遣先事業者誓約書</p> <p>特定技術所属機関 宛</p> <p style="text-align: center;">派遣先事業者 氏名又は名称 所在地</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。 <ol style="list-style-type: none"> 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者 （雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日） 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者 （講習の名称： 年 月 日 受講した日： 年 月 日 受講した場所：) 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 次のいずれにも該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。 特定技能雇用契約の締結の前日1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を雇職させていないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 定年その他これに準ずる理由により退職した者 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技術所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者 自発的に離職した者 特定技能雇用契約の締結の前日1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技術所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと。 次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 <p>(1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）、及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定</p> <p>(2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限</p>
----------	------------------------------------	------------	---	---

6	分野 参考様式 第11-2 号	3枚目	<p>該当することとなったことによる場合に限り、)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者を問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>(1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>(2) 外国人の旅客又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>(3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p> <p>(4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>(5) ①から④までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>(6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p> <p>(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>(8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他の名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為</p> <p>ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者 ●</p>	<p>該当することとなったことによる場合に限り、)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>(1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>(2) 外国人の旅客又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>(3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p> <p>(4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>(5) ①から④までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>(6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p> <p>(7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>(8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他の名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>(9) 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>(10) 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>(11) 法第19条の21第1項の規定による処分に違反する行為</p> <p>ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>
---	--------------------------	-----	--	---

<p>7</p>	<p>分野 参考様式 第11-3 号</p>	<p>1 枚目</p>	<p>分野参考様式第11-3号（特定技能所属機関：派遣形態）</p> <p>農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う 特定技能所属機関に係る誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <p>1 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。</p> <p>① 農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。</p> <p>② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。</p> <p>③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。</p> <p>④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること。</p> <p style="text-align: center;">【農業支援外国人材の受入れ実績】</p> <p>①受入れ開始日（ 年 月 日）</p> <p>②受入れ人数（ 人）</p> </div> <p>2 特定技能基準者令2条1項第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>3 過去5年以内に労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>4 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。</p> <p>① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。</p>	<p>分野参考様式第11-3号（特定技能所属機関：派遣形態）</p> <p>農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う 特定技能所属機関に係る誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <p>1 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。</p> <p>① 農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。</p> <p>② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。</p> <p>③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。</p> <p>④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること。</p> <p style="text-align: center;">【農業支援外国人材の受入れ実績】</p> <p>①受入れ開始日（ 年 月 日）</p> <p>②受入れ人数（ 人）</p> </div> <p>2 特定技能基準者令2条1項第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>3 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>4 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。</p> <p>① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。</p>
----------	------------------------------------	-------------	--	---

8

分野
参考様式
第11-3
号

2枚目

- 5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 5に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 7 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 添付書類として次の書類を提出すること。

【共通】

- ・労働者派遣事業許可証の写し
- ・4①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類

【1①に該当する事業者】

- ・定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営業証明書等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

【1②に該当する事業者】

- ・有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

【1③に該当する事業者】

- ・役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【1④に該当する事業者】

- ・特定機関基準適合通知書の写し
- ・派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類

作成年月日 年 月 日

作成責任者

- 5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 5に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 7 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

(注2) 添付書類として次の書類を提出すること。

【共通】

- ・労働者派遣事業許可証の写し
- ・4①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類

【1①に該当する事業者】

- ・定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営業証明書等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

【1②に該当する事業者】

- ・有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

【1③に該当する事業者】

- ・役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【1④に該当する事業者】

- ・特定機関基準適合通知書の写し
- ・派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類

作成年月日 年 月 日

作成責任者

9

分野
参考様式
第11-4
号

1枚目

分野参考様式第11-4号（登録支援機関）

登録支援機関誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第11-4号（登録支援機関）

登録支援機関誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者